
第三次 豊島区

自転車等の利用と駐輪に関する総合計画

— 資料編 —

～誰もが居心地の良い歩きたくなるまちの実現に向けて～



令和8年（2026年）3月

豊島区

目次

1. 区に関連計画等	1
(1) 「豊島区基本構想・基本計画」	
(2) 「豊島区都市づくりビジョン」	
(3) 「第11次豊島区交通安全計画」	
(4) 「豊島区自転車走行環境計画」	
2. 自転車等駐車実態調査	4
(1) 自転車等駐車台数カウント調査	
(2) 自転車等駐車場利用者アンケート調査	
(3) 自転車等放置者ヒアリング調査	
(4) 自転車等駐車場利用者発生地調査	
(5) 劣化度調査	
3. 自転車等将来駐車需要予測	100
(1) 自転車	
(2) 原動機付自転車	
(3) 将来駐車需要台数まとめ	
(4) 整備目標台数の検討	
4. 自転車に関連する国や都の動向や方針など	120
(1) 国の動向	
① 「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」	
② 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」	
③ 「第11次交通安全基本計画」	
④ 「第二次自転車活用推進計画」	
⑤ 「東京23区における直轄国道の自転車走行空間の整備計画」	

⑥「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 報告書概要」

(2) 都の動向

①「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び「自転車安全利用推進計画」

②「東京都自転車活用推進計画」

③「東京都自転車通行空間整備推進計画」

5. 法令等 122

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(2) 道路交通法（自転車に係る主な交通ルール）

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(4) 豊島区自転車の安全利用に関する条例

(5) 豊島区自転車等の放置防止に関する条例

(6) 豊島区立自転車等駐車場条例

6. 豊島区自転車等駐車対策協議会 158

(1) 委員名簿

(2) 開催経緯等

コラム：「ルール」と「マナー」について

自転車を利用する際に・・・

似ているようで性質が違う「ルール」と「マナー」を簡潔に整理してみました。

観点	ルール	マナー
定義	社会や組織で定められた「守らなければならない規則」	相手や周囲を不快にさせないための「望ましい振る舞い」
強制力	強い（法律・条例など）	弱い（社会的な期待や慣習に基づく）
罰則の有無	事故防止・秩序維持・安全確保	違反しても法的罰則はないが、信頼を失ったり「非常識」と見られる
目的	秩序を保ち、安全や公平を確保する	相手への思いやりや円滑な人間関係を築く
普遍性	社会全体や組織で統一される	文化や場面によって変わる （例：食事マナーは国ごとに違う）

以上の点から、自転車利用の際のルールとマナーを表してみました。

観点	交通ルール	マナー
根拠	道路交通法などの交通法規、自転車法などの自転車利用の際に関連する、法律・条例に基づく	社会的慣習や思いやりに基づく
強制力	強い （違反すると罰則・指導対象）	弱い （法的罰則はないが、周囲の信頼を失う）
目的	事故防止・秩序維持・安全確保	他者への配慮・快適な共存
例	<ul style="list-style-type: none"> ・車道の左側通行（逆走禁止） ・信号遵守 ・夜間のライト点灯 ・飲酒運転禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者を最優先にすること ・相手の動きを予測しやすくすること ・道路を共有する意識を持つこと ➡声かけ、譲り合い、暗い服を避ける、深夜や早朝では静かな走行など

【まとめ】

★交通ルールは「守らなければならない決まり」で、違反すれば罰則や指導の対象です。

★マナーは「守ることが望ましい作法」で、違反しても罰則はないが、事故やトラブルの原因になりやすいことから、自転車利用の際には守るべきものです。

【自転車を利用する際は・・・】

★自転車は道路交通法における「車両」なので、交通ルールを守ることが大前提です。そのうえでマナーを意識することで、歩行者や他の車両と安心して共存できる、という関係性です。だれもが安心して移動できるよう、交通ルールを遵守し、特に歩行者等へのご配慮をお願いします。



交通安全啓発活動（ウイロード）



交通安全啓発活動（南池袋）

第 1 章

区の関連計画等

1. 区の関連計画等

(1) 「豊島区基本構想・同基本計画」

(令和7年3月)

URL : <https://www.city.toshima.lg.jp/001/2503071304.html>

- 基本構想は、豊島区が「こうありたい」という将来のまちの姿を描き、その基本となる考え方や方向性を示す最高指針です。これまでの基本構想の精神を引き継ぎながら、時代や区民ニーズの変化を的確に捉えつつ、将来の豊島区を取り巻く環境を見据えた、中長期的なまちづくりの羅針盤です。
- ここに掲げる「理念」や「まちづくりの方向性」は、持続可能な都市として豊島区の新時代を切り拓き、未来につながり発展するための、区民や地域団体をはじめ、豊島区に関わるすべての主体にとっての共通の指針となるものです。





施策 (7-3)

交通安全対策の推進

目指す姿

●交通安全の気運醸成と、歩行者や自転車の道路交通環境の整備が進み、安全で快適に移動できる街となっている。

現状・課題

公民連携で進める交通安全

- 区は警察や関係団体と連携・協力し、交通安全上、必要不可欠な路面標示、カーブミラー等を配置するとともに、春と秋の交通安全運動やキャンペーンを行っています。依然として、区内で多くの交通事故が発生し、その約半数は自転車乗用中の事故です。
- 交通事故を減らし、死者をゼロにするため、電動キックボード等の新たなモビリティの注意喚起に努め、特に子どもや高齢者に対する啓発を進める必要があります。

老朽化が進む駐輪場

- 救急活動への妨げや、交通事故の要因にもなる自転車の放置を防ぐ区立駐輪場は、老朽化が進み、自転車の大型化や電動化への対応が不足しています。このため区民ニーズを捉え、誰もが使いやすい施設へ整備する必要があります。
- また、自転車を活用して楽しい毎日をご過ごせる、きっかけづくりが必要です。

取組方針

新たなモビリティに対応した交通安全の機運醸成

- 国や東京都、警察と共に、地域に根差した効果的な交通安全対策を推進します。
- 年間を通じて、警察、関係団体、学校、鉄道事業者、企業等と連携し、電動キックボード等の新たなモビリティにも対応した交通安全の普及啓発を、子ども・若者をはじめとした区民に行います。
- 子育て世代、高齢者向けの研修会を開催し、交通ルールの遵守・マナー向上、自転車損害保険等の加入や、高齢者の自動車運転免許の返納を呼びかけます。
- 自転車交通事故で死亡した方の多くは、頭部を損傷していることから、自転車用ヘルメットの着用を促すため、全年齢対象の購入補助制度の活用を呼びかけます。
- 来街する外国人にも交通ルールやマナーを理解してもらうため、多言語を用いて、冊子や区ホームページ、SNSによる情報発信を行います。

誰もが使いやすい駐輪場の整備

- 駐輪場は、自転車の大型化や電動化に対応し、誰もが使いやすい施設として再整備を進めます。また、放置自転車の多い地域周辺のビルテナントや店舗等に放置防止の協力を促し、自転車の短時間放置を抑制します。
- 自転車（民間シェアサイクルを含む）の安全・安心な活用を促進して、区民の健康と暮らしの質の向上、日常生活の快適さや、活動範囲の拡大につなげます。

指標	現状値	目標値				
	2024年度 (2023年度)	2025年度 (2024年度)	2026年度 (2025年度)	2027年度 (2026年度)	2028年度 (2027年度)	2029年度 (2028年度)
成果指標 年間(1月～12月)の区内の自転車乗用中の交通事故発生件数【件】	307	300	290	280	270	260
成果指標 交通安全研修会(子育て世代・高齢者研修会)等への参加人数【人】	1,037	1,045	1,050	1,055	1,060	1,065

施策の
効果を表す
代表的な指標

(2) 「豊島区都市づくりビジョン」

(令和8年4月)

URL : <https://www.city.toshima.lg.jp/295/machizukuri/toshikekaku/toshikekaku/000719.html>

- ・都市づくりビジョンは、都市計画法第18条の2に位置付けられた区市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」です。
- ・「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」は、「都市づくりビジョン」を具体化する分野計画です。

(3) 「第11次豊島区交通安全計画」

(令和3年11月)

URL : <https://www.city.toshima.lg.jp/335/2111080854.html>

- ・この計画は、交通安全対策基本法第26条に基づき、第11次東京都交通安全計画に準拠して策定するもので、豊島区における今後の交通安全施策の指針となるものです。

※令和8年度に「第12次豊島区交通安全計画」策定予定

(4) 「豊島区自転車走行環境計画」

(平成30年6月)

URL:<https://www.city.toshima.lg.jp/576/kuse/shisaku/shisaku/kekaku/022209/1807301330.html>

- ・区では、平成28年度に「第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」を策定し、車道を中心とした自転車走行空間の整備、自転車等駐車場の整備や、安全・安心を確保する適正な自転車利用の周知啓発等の取組を進めています。
- ・本計画は、この自転車総合計画における自転車走行空間づくりと、整備された走行空間を適切に利用するための環境づくりを含めた、『自転車走行環境計画』として策定するものです。